

取扱区分：「公開」

令和5年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年9月11日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和5年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年9月11日(月) 午前10時01分 ~ 午前10時33分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
4番	重	永正人	5番	佐	伯伴章
6番	笠	井保雄	7番	河	内邦雄
8番	藤	原典子	9番	佐	伯信治
11番	秋	貞啓子	12番	藤	井孝
13番	山	下敏彦	14番	瀧	山美智子
15番	市	川進	16番	有	馬俊雅
17番	兼	重智	18番	田	中榮作
19番	白	石純治			

(2) 欠席委員 2人

3番	野	村邦幸	10番	高	橋恵
----	---	-----	-----	---	----

(3) 事務局職員 4人

局長	中山	浩毅	次長	杉岡	清伸
次長補佐	神本	和典	書記	足達	剛志

(4) 関係部署職員 3人

産業振興部農林課	課長	六郎	万淳一
産業振興部農林課	農政担当	松田	康仁
産業振興部農林課	農政担当	山近	麗子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第44号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	5件
議案第45号	農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定による基本構想の変更に係る意見聴取について	1件
議案第46号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件

第3 報告事項

報告第54号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	5件
報告第55号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第56号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第57号	農地改良の届出について	1件
報告第58号	現況が農地でないことの証明等について	6件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中17人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、3番・野村邦幸委員、10番・高橋恵委員の2人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第10回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

5番・佐伯伴章委員、6番・笠井保雄委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第44号につきましては、2番・歳光時正委員が一部当事者になります。

議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定により、歳光委員は議事に参与することができませんので、退席をお願いします。

(歳光委員退席)

それでは、議案第44号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページから2ページまでの議案第44号は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、六郎万課長よろしくをお願いします。

六郎万農林課長

皆さんおはようございます。

それでは議案第44号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は7月までに受け付けました、農用地利用集積計画に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、10月1日の公告とな

るものでございます。

内容につきましては、徳山地区が1件、熊毛地区が3件、鹿野地区が1件の計5件、7筆の案件でございます。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、4番および5番の八代地区2件、2筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第44号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号について採決を行います。

原案どおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第44号は、原案どおり決定する旨、市長に通知いたします。

歳光委員は、ご着席ください。

(歳光委員着席)

続きまして、議案第45号「農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定による基本構想の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

3ページの議案第45号は、農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定に基づき、周南市長より基本構想の変更についての意見を求められましたので、これについて、農林課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

中山事務局長

議長（山下会長）
六郎万農林課長

それでは、六郎万課長よろしく申し上げます。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明させていただきます。

別紙3「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の令和5年変更について」をご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき県が作成する基本方針に即して、市が定めるものでございます。

基本構想では、認定農業者や認定新規就農者などの効率的かつ安定的な農業経営の育成や、農用地の利用集積目標などについて総合的に定めており、この構想に基づいて、認定農業者制度や農業経営基盤強化促進事業を実施しているところでございます。

基本構想は、おおむね5年ごとに見直すもので、現行の基本構想は令和3年に改訂されています。

続きまして、別紙1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」をご覧ください。

今回の変更は、令和5年4月施行の改正に伴う、県の基本方針の変更即して、市の基本構想を変更するもので、変更のポイントをお伝えします。

4ページの6行目に「関係者の話し合いにより地域計画を策定する」と記載し、以降、「人・農地プラン」で記載されていた箇所について、地域計画に基づく担い手や担う者への農地集積の推進について記載するため、全体的に関連の表記を変更しています。

「人・農地プラン」から「地域計画」に表記を変更したという点がございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

「第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」において、認定農業者などの担い手だけでなく、半農半Xなどの“農業を担う者”の確保及び育成につい

て、新たに記載をしています。

続きまして、14ページをご覧ください。

「農用地利用集積計画の作成に関する事項」において、農用地利用集積計画の作成について経過措置を設けています。

地域計画が策定されるまでの間の利用権設定の手続きについて、今までどおり、従前の方法で実施する旨を記載しています。

最後に、その他、住民基本台帳データや2020年度農林業センサス数値に基づく時点修正や、誤字や文脈的に不具合が見受けられる箇所等を、公文書作成の規定に基づき修正しています。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今の議案第45号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第45号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第45号につきましては、承認する旨を市長に答申いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4 ページから 5 ページの議案第46号は、1 議案 5 件です。

番号 1 番についてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.99平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢で後継者もなく、維持管理をすることが困難となることから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約770メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及びその補足説明をいたします。

去る8月16日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認し、その際に、申請譲渡人に直接お会いしました。

また、その日のうちに、申請譲受人の代理人に電話をし、状況を確認しました。

申請地は、3段になっており、数年前から耕作されておらず、雑草が繁茂している状態でした。

一番下の段の石垣の基にある里道を挟んで接する西側の農地は、畑として耕作されているものの、周辺の農地はほとんど荒廃していました。

譲受人におかれては、本委員会が定めた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」に沿って対応されており、立地基準に

照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案第46号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

本件は、自宅近くの農地を個人用のゴルフ練習場と地域の共同駐車場へ転用しようとするものです。

譲渡人は、高齢で相続人もいないため、近隣の方に譲渡しようとするものです。

申請地は、高水小学校から北西約350メートルに位置し、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている第3種農地です。

本件の個人用のゴルフ練習場への転用について、山口県農業会議に確認しましたところ、「個人用のゴルフ練習場として特別な規制

杉岡事務局次長

はない。本件申請も農地法第5条第2項の規定等に示された立地基準、一般基準によって判断すべき」との回答でした。

立地基準として、当該地は、都市計画法の用途区域が定まった第3種農地であることから、転用は原則許可となります。

また、一般基準の農地転用の確実性について、市の課税課に確認したところ、このようなゴルフ練習場は雑種地となるとのことですので、宅地の適正な敷地面積の制限は適用されないものと考えます。

なお、建築指導課の開発指導担当に確認したところ、本件のような1ヘクタール未満のゴルフ場の整備について、開発許可は必要ないとのことでした。

その他、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が完備されております。

地域の共同駐車場への転用については、立地基準は同様に原則許可となり、一般基準も同様に、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が完備されております。

以上のとおり、本件は、立地基準、一般基準に照らして許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番、笠井です。

番号2番について、去る8月22日、推進委員と事務局職員と3人で現地確認をし、申請者とも現地で一緒に確認しました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

補足説明として、申請地は市道に面して住居と住居の間にある農地です。

現況は草を刈った後の状態でした。

譲渡人は親から相続し、約2年前までは水稻を栽培していましたが急に体調が悪くなり、高齢であることから、後継者もいないため、譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人はこの農地に隣接する住人の方です。

本件は地域の共同駐車場と個人用のゴルフ練習場へ転用しようとするものですが、私も今回の転用目的は初めてなので心配でしたが、事務局が県の農業会議へ確認し、立地基準、一般基準を共に満たせば転用は原則許可となることを確認しました。

事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類が完備されており、本件は立地基準、一般基準に照らして許可基準を満たしていると思います。

以上、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ

ネル設置面積408.15平方メートル、パネル枚数158枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、後継者もないことなどから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水小学校北西約880メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が提出されています。

なお、本件農地の東側には、周辺農地を守るために、周南市有害鳥獣捕獲対策協議会が所有する鳥獣被害防止施設（金網フェンス）が他の農地にまたがって設置されています。

この金網フェンスは、現在、付近の農地の営農に必要なものがありますことから、農地法第5条第2項第4号に定める「周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれ」がないように、許可条件として、「東側に設置してある鳥獣被害防止施設（金網フェンス）は、現在、周辺農地の営農に必要なので、存置し、その維持管理は、周南市有害鳥獣捕獲対策協議会その他関係者との協議により行うこと。」を付して、許可をしたいと考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の笠井委員に代わって私が現地調査等を行いましたので、私から現地調査の結果及びその補足説明をいたします。

去る8月22日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認し、その際に、申請譲渡人に直接お会いしました。

また、翌日の23日に、申請譲受人の代理人に電話をし、状況を確認しました。

申請地は、2段になっており、かなり前から作物を耕作されておられませんが、きちんと草刈りがなされ、管理が行き届いている状態でした。

この土地は、令和3年12月総会において、「サル、イノシシ侵入防止電気柵及び侵入防止用フェンスの維持管理(草刈り)への協力」の確認ができないので農地法第5条第2項第4号に定める農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあることなどから、不許可とした令和3年議案第51号に係る申請地の一部ですが、今回は、別の新たな譲受人(転用事業者)により、転用面積、事業規模を縮小され、許可申請がなされたものです。

なお、申請地は、市道及び譲渡人本人並びに親族の所有する土地に囲まれており、他人の農地には接していません。

譲受人におかれては、本委員会が定めた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」に沿って対応されており、周辺住民への説明もされたとお聞きしています。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案第46号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可の条件を付して許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号3番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第46号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積423.65平方メートル、パネル枚数164枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理をすることが困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市大河内市民センター南東約1,650メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番、河内です。

番号4番について補足説明します。

8月24日、推進委員、事務局職員と現地を確認し、譲渡人も同行され意思確認等を行いました。

内容については事務局の説明のとおりです。

譲受人は太陽光パネルの設置に適したところを探していたところへ、申請地が最適な場所にあるため譲り受けたいとのことでした。

た。

譲渡人は現地を耕作しておらず、後継者がいないため、高齢となり、維持管理が困難となったため、譲ることにしました。

調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われま

す。また、隣接の所有者の説明もされておるとい

う確認を得ております。現地は県道の交通量が多い所で、資材の搬入等は隣接する譲渡人の土地の使用を了解しているとのことで、問題ないと思われま

す。以上で報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明します。

申請譲受人は、隣接する家屋でイベントをするための、20台分の駐車場を整備し、あわせて、家庭菜園等を整備しようとするものです。

譲渡人は、遠方で土地の管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野博愛病院から南東約160メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、鹿野中学校から約500メートル、鹿野博愛病院から約160メートルで、これら二つの施設からおおむね500メートル以内で、かつ、沿道に水道管、下水道管が埋設されている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番市川委員

15番、市川です。

議案第46号番号5番について、去る8月24日、推進委員、事務局職員と3人で現地確認をいたしました。

申請者には電話にて意思確認、内容確認をしました。

内容については、事務局の説明のとおりです。

なお、補足説明として、申請地は市道上の段線沿いに位置しています。

申請の農地は、以前は周辺住民の方々が畑を家庭用菜園として利用して、野菜等を栽培されていましたが、周辺住民も高齢となり休耕されてきました。

また、譲渡人は遠方に住んでいて土地の管理が困難なため、譲り渡すこととしたとのことでした。

譲受人は今回の申請地に隣接する中古住宅を購入し、イベント会場として利用しており、イベントの際の駐車場が手狭なため当該地を譲り受け、駐車場として整備したいとのことでした。

また、申請地を4～5年前から雑草の草刈をされています。

周辺地域に駐車スペースがないことから、妥当であると思いません。

被害防除計画書や調査項目に従って調査しましたが、問題はなく、周辺農地に与える影響もなく、提出書類も整っていて問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第54号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページから7ページの報告第54号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第54号を終わります。

続きまして、報告第55号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページから9ページの報告第55号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページの報告第56号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件で、農地法施行規則第53条第5号に規定された周南市が行う河川浚渫工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第56号を終わります。

続きまして、報告第57号「農地改良の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページの報告第57号は、農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、農地改良を行う場合において、事前に農業委員会に届け出ることとされているもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第57号を終わります。

続きまして、報告第58号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから13ページの報告第58号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第58号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第10回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時33分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年9月11日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 佐 伯 伴 章

署名委員 笠 井 保 雄